

令和 6 年 6 月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和6年6月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
認第7号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について）	1
認第8号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	23
認第9号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）	25
議第44号	志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	26
議第45号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30
議第46号	焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	32
議第47号	水槽付き消防ポンプ自動車の取得について	34
議第48号	携帯型 I P 無線等（地域防災無線）の取得について	37

認第7号 焼津市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

旧	新
焼津市税条例 昭和29年6月1日条例第14号 第1条 略 第50条 (市民税の減免) 第51条 略 2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請書の提出期限についてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。 3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第52条 略 第70条 (固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請書の提出期限について止むを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。 3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第72条 略 第139条の2 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする	焼津市税条例 昭和29年6月1日条例第14号 第1条 略 第50条 (市民税の減免) 第51条 略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請書の提出期限についてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第52条 略 第70条 (固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請書の提出期限について止むを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第72条 略 第139条の2 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする

る事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(3)

3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

以下本則略

附 則

第1条

～ 略

第7条の4

事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(3)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

以下本則略

附 則

第1条

～ 略

第7条の4

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「前々年中」とあるのは「前々年中」と、前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に關する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）特別税額控除前の普通

徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を差除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてははその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてははその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははかないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてははその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納

期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははしないものとし、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははしないものとし、第4期納期においてははその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）
第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以上のこの項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税

額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金が控除に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2） 特別税額控除対象税額控除者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金

額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び対等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金

所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民

税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。

以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においては、その者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてははその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないうとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてははその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないうとし、同年2月1日から3月31日までの間においてははその者の第47条の5第2項の規

定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

第9条

略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

第9条

略

第10条	第10条
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2	2
～ 略	～ 略
12	12
13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、4分の3とする。	13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、4分の3とする。
14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、4分の3とする。
15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。	16 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。
17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。
19 略	19 略
20 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	20 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
22 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
23 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	23 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
24 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とす る。	24 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とす る。
25 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者 がすべき申告)	25 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者 がすべき申告)
第10条の3 略	第10条の3 略
2 略	2 略
3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区 分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合において	3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区 分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合において

も、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ~ 略
(3)

- 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (6)
- 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (7)
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (6)
- 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (6)
- 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (6)
- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (7)
- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (6)
- 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 略
- (6)
- 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は

同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(6)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(5)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(4)

(5) 施行規則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第

同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(6)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(5)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(4)

(5) 施行規則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第

110号) 第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(6)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産

110号) 第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(6)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地

産税にあつては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下

「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額、以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第13条の2 略

第13条の3 削除

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第13条の2 略

第13条の3 削除

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条の4 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないものとする。

第14条 略

第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

～ 略

5

第15条の2

～ 略

第16条の2

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

第13条の4 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないものとする。

第14条 略

第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)

2 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等(法附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

～ 略

5

第15条の2

～ 略

第16条の2

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

4 略

第17条 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市

計画税の特例)

第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

第17条 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第18条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第19条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額、以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分		負担調整率
0.9以上のもの		1.025
0.8以上0.9未満のもの		1.05
0.7以上0.8未満のもの		1.075
0.7未満のもの		1.1

第19条の2 略

（読替規定）

第20条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第23項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第19条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分		負担調整率
0.9以上のもの		1.025
0.8以上0.9未満のもの		1.05
0.7以上0.8未満のもの		1.075
0.7未満のもの		1.1

第19条の2 略

（読替規定）

第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第20条の2及び第20条の3 削除

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条の4 令和3年改正法附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）において準用する法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。
(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

第21条の2 略

第21条の3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 略

2

～ 略

4

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2及び第20条の3 削除

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条の4 令和6年改正法附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）において準用する法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。
(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

(5)

附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第21条の2 略

第21条の3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 略

2

～ 略

4

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

～ 略

(4)

(5)

附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)
- ～ 略
- (4)

第23条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)
- ～ 略
- (4)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)
- ～ 略
- (4)

3 略

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)

第23条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)
- ～ 略
- (4)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第23条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)
- ～ 略
- (4)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)
- ～ 略
- (4)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 略

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1)

略	略
(4)	(4)
(5)	附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「 <u>所得割の額並びに附則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u> 」とする。
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第24条の3 略	第24条の3 略
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)	(1)
～ 略	～ 略
(4)	(4)
(5)	附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「 <u>所得割の額</u> 」とあるのは、「 <u>所得割の額並びに附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u> 」とする。
3 略	3 略
4 略	4 略
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)	(1)
～ 略	～ 略
(4)	(4)
(5)	附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「 <u>所得割の額</u> 」とあるのは、「 <u>所得割の額並びに附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u> 」とする。
6 略	6 略
以下 略	以下 略

認第8号 焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

旧	新
焼津市国民健康保険税条例 昭和41年10月8日 条例第16号	焼津市国民健康保険税条例 昭和41年10月8日 条例第16号
第1条 略	第1条 略
第20条 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア ～ カ (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る保険税の納税義務者	第20条 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア ～ カ (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る保険税の納税義務者

(前2号に該当する者を除く。) ア ～ 略 カ 略 2 略 3 略 以下 略	(前2号に該当する者を除く。) ア ～ 略 カ 略 2 略 3 略 以下 略
--	--

認第9号 焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

旧	新
焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例 平成24年3月27日 条例第12号 第1条 略 第3条 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する水道技術管理者は、次に掲げるいずれかの資格を有するものとする。 (1) 略 (5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 以下 略	焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例 平成24年3月27日 条例第12号 第1条 略 第3条 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する水道技術管理者は、次に掲げるいずれかの資格を有するものとする。 (1) 略 (5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 以下 略

旧	新
焼津市立学校設置条例	焼津市立学校設置条例
昭和39年3月31日条例第25号	昭和39年3月31日条例第25号
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)
第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定により、本市に小学校及び中学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定により、本市に小学校及び中学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。
小学校	小学校
焼津市立焼津南小学校 焼津市焼津五丁目5番1号	焼津市立焼津南小学校 焼津市焼津五丁目5番1号
焼津市立焼津東小学校 焼津市栄町五丁目14番1号	焼津市立焼津東小学校 焼津市栄町五丁目14番1号
焼津市立焼津西小学校 焼津市塩津117番地の1	焼津市立焼津西小学校 焼津市塩津117番地の1
焼津市立豊田小学校 焼津市五ヶ堀之内2番地	焼津市立豊田小学校 焼津市五ヶ堀之内2番地
焼津市立小川小学校 <u>焼津市小川2525番地</u>	焼津市立小川小学校 焼津市南小川二丁目3番地の5
焼津市立港小学校 焼津市石津港町40番地の2	焼津市立港小学校 焼津市石津港町40番地の2
焼津市立東益津小学校 焼津市石脇上65番地	焼津市立東益津小学校 焼津市石脇上65番地
焼津市立大富小学校 焼津市中根新田637番地	焼津市立大富小学校 焼津市中根新田637番地
焼津市立黒石小学校 焼津市大住1246番地	焼津市立黒石小学校 焼津市大住1246番地
焼津市立和田小学校 焼津市田尻541番地	焼津市立和田小学校 焼津市田尻541番地
焼津市立大井川南小学校 焼津市吉永490番地	焼津市立大井川南小学校 焼津市吉永490番地
焼津市立大井川東小学校 焼津市宗高428番地	焼津市立大井川東小学校 焼津市宗高428番地
焼津市立大井川西小学校 焼津市上泉1688番地の1	焼津市立大井川西小学校 焼津市上泉1688番地の1
中学校	中学校
焼津市立焼津中学校 焼津市焼津二丁目10番28号	焼津市立焼津中学校 焼津市焼津二丁目10番28号
焼津市立大村中学校 焼津市大村三丁目25番地の1	焼津市立大村中学校 焼津市大村三丁目25番地の1
焼津市立豊田中学校 焼津市小土301番地の2	焼津市立豊田中学校 焼津市小土301番地の2
焼津市立小川中学校 焼津市東小川四丁目21番地の1	焼津市立小川中学校 焼津市東小川四丁目21番地の1
焼津市立東益津中学校 焼津市中里416番地	焼津市立東益津中学校 焼津市中里416番地
焼津市立大富中学校 焼津市中根1番地の1	焼津市立大富中学校 焼津市中根1番地の1
焼津市立和田中学校 焼津市田尻1984番地	焼津市立和田中学校 焼津市田尻1984番地
焼津市立港中学校 焼津市田尻北584番地	焼津市立港中学校 焼津市田尻北584番地
焼津市立大井川中学校 焼津市下江留191番地	焼津市立大井川中学校 焼津市下江留191番地

以下 略

以下 略

(第2条による改正 焼津市地域交流センター条例の一部改正)

旧

焼津市地域交流センター条例

令和5年12月20日条例第36号

第1条 略

(設置等)

第2条 地域住民等の交流、生きがいづくり及びまちづくり活動の推進を図るため、本市に地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号
焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5
焼津市豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1
焼津市小川地域交流センター	焼津市小川2724番地の1
焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1
焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地
焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1
焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2
焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地

新

焼津市地域交流センター条例

令和5年12月20日条例第36号

第1条 略

(設置等)

第2条 地域住民等の交流、生きがいづくり及びまちづくり活動の推進を図るため、本市に地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号
焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5
焼津市豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1
焼津市小川地域交流センター	焼津市南小川二丁目19番地の1
焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1
焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地
焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1
焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2
焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地

(第3条による改正 焼津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

旧

焼津市水道事業の設置等に関する条例

昭和41年12月26日条例第22号

本則 略

附則 略

別表 (第2条関係)

給水区域

鯛ヶ島、城之腰、北浜通、焼津、焼津一丁目、焼津二丁目、焼津三丁

新

焼津市水道事業の設置等に関する条例

昭和41年12月26日条例第22号

本則 略

附則 略

別表 (第2条関係)

給水区域

鯛ヶ島、城之腰、北浜通、焼津、焼津一丁目、焼津二丁目、焼津三丁

目、焼津四丁目、焼津五丁目、焼津六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、新屋、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、栄町五丁目、栄町六丁目、塩津、駅北一丁目、駅北二丁目、駅北三丁目、駅北四丁目、駅北五丁目、大栄町一丁目、大栄町二丁目、大栄町三丁目、中港一丁目、中港二丁目、中港三丁目、中港四丁目、中港五丁目、中港六丁目、大村新田、大村一丁目、大村二丁目、大村三丁目、八楠、八楠一丁目、八楠二丁目、八楠三丁目、八楠四丁目、大覚寺、大覚寺一丁目、大覚寺二丁目、大覚寺三丁目、越後島、三ヶ名、五ヶ堀之内、小屋敷、西焼津、柳新屋、小柳津、小土、保福島、小川、小川新町一丁目、小川新町二丁目、小川新町三丁目、小川新町四丁目、小川新町五丁目、東小川一丁目、東小川二丁目、東小川三丁目、東小川四丁目、東小川五丁目、東小川六丁目、東小川七丁目、東小川八丁目、西小川一丁目、西小川二丁目、西小川三丁目、西小川四丁目、西小川五丁目、西小川六丁目、西小川七丁目、西小川八丁目、与惣次、石津、石津向町、石津中町、石津港町、石脇下、中里、岡当目、浜当目、浜当目一丁目、浜当目二丁目、浜当目三丁目、浜当目四丁目、本中根、中根、中根新田、中新田、大住、三右衛門新田、治長請所、祢宜島、道原、三和、大島、島新田、惣右衛門、一色、田尻、田尻北、下小田、下小田中町、北新田、すみれ台一丁目、すみれ台二丁目、中島、飯淵、利右衛門、吉永、高新田、宗高、上小杉、藤守、下小杉、相川、西島、上泉、下江留及び新田の全部並びに策牛、関方、方ノ上、坂本、石脇上、小浜、野崎の各一部の区域

(第4条による改正 焼津市コミュニティ防災センター条例の一部改正)

旧

焼津市コミュニティ防災センター条例

平成20年10月 7 日 条例第121号

本則 略
附則 略
別表 (第2条関係)

目、焼津四丁目、焼津五丁目、焼津六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、新屋、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、栄町五丁目、栄町六丁目、塩津、駅北一丁目、駅北二丁目、駅北三丁目、駅北四丁目、駅北五丁目、大栄町一丁目、大栄町二丁目、大栄町三丁目、中港一丁目、中港二丁目、中港三丁目、中港四丁目、中港五丁目、中港六丁目、大村新田、大村一丁目、大村二丁目、大村三丁目、八楠、八楠一丁目、八楠二丁目、八楠三丁目、八楠四丁目、大覚寺、大覚寺一丁目、大覚寺二丁目、大覚寺三丁目、越後島、三ヶ名、五ヶ堀之内、小屋敷、西焼津、柳新屋、小柳津、小土、保福島、小川、小川新町一丁目、小川新町二丁目、小川新町三丁目、小川新町四丁目、小川新町五丁目、東小川一丁目、東小川二丁目、東小川三丁目、東小川四丁目、東小川五丁目、東小川六丁目、東小川七丁目、東小川八丁目、西小川一丁目、西小川二丁目、西小川三丁目、西小川四丁目、西小川五丁目、西小川六丁目、西小川七丁目、西小川八丁目、南小川一丁目、南小川二丁目、黒石一丁目、黒石二丁目、与惣次一丁目、与惣次二丁目、石津、石津一丁目、石津二丁目、石津三丁目、石津四丁目、石津向町、石津中町、石津港町、石脇下、中里、岡当目、浜当目、浜当目一丁目、浜当目二丁目、浜当目三丁目、浜当目四丁目、本中根、中根、中根新田、中新田、大住、三右衛門新田、治長請所、祢宜島、東島、道原、東道原、三和、大島、大島新田、惣右衛門、一色、田尻、田尻北、下小田、下小田中町、下小田上町、北新田、すみれ台一丁目、すみれ台二丁目、中島、飯淵、利右衛門、吉永、高新田、宗高、上小杉、藤守、下小杉、相川、西島、上泉、下江留及び上新田の全部並びに策牛、関方、方ノ上、坂本、石脇上、小浜、野崎、花沢、吉津及び高崎の各一部の区域

新

焼津市コミュニティ防災センター条例

平成20年10月 7 日 条例第121号

本則 略
附則 略
別表 (第2条関係)

名称	位置
焼津市四区コミュニティ防災センター	焼津市焼津六丁目10番17号
焼津市新屋コミュニティ防災センター	焼津市本町一丁目3番28号
焼津市三区コミュニティ防災センター	焼津市本町二丁目13番18号
焼津市二区コミュニティ防災センター	焼津市本町五丁目9番1号
焼津市第五コミュニティ防災センター	焼津市駅北五丁目1番24号
焼津市小川第13コミュニティ防災センター	焼津市小川3118番地
焼津市小川新地コミュニティ防災センター	焼津市小川新町一丁目11番2号
焼津市石津コミュニティ防災センター	焼津市石津1233番地の1
焼津市坂本コミュニティ防災センター	焼津市坂本971番地の6
焼津市浜当目コミュニティ防災センター	焼津市浜当目三丁目1番45号
焼津市利右衛門地区コミュニティ防災センター	焼津市利右衛門2559番地の2
焼津市吉永地区コミュニティ防災センター	焼津市吉永1933番地の1
焼津市高新田地区コミュニティ防災センター	焼津市高新田1853番地の1
焼津市高新田東地区コミュニティ防災センター	焼津市高新田2172番地の2
焼津市藤守地区コミュニティ防災センター	焼津市藤守2025番地
焼津市下小杉地区コミュニティ防災センター	焼津市下小杉537番地

名称	位置
焼津市四区コミュニティ防災センター	焼津市焼津六丁目10番17号
焼津市新屋コミュニティ防災センター	焼津市本町一丁目3番28号
焼津市三区コミュニティ防災センター	焼津市本町二丁目13番18号
焼津市二区コミュニティ防災センター	焼津市本町五丁目9番1号
焼津市第五コミュニティ防災センター	焼津市駅北五丁目1番24号
焼津市小川第13コミュニティ防災センター	焼津市小川3118番地
焼津市小川新地コミュニティ防災センター	焼津市小川新町一丁目11番2号
焼津市石津コミュニティ防災センター	焼津市石津二丁目10番地の7
焼津市坂本コミュニティ防災センター	焼津市坂本971番地の6
焼津市浜当目コミュニティ防災センター	焼津市浜当目三丁目1番45号
焼津市利右衛門地区コミュニティ防災センター	焼津市利右衛門2559番地の2
焼津市吉永地区コミュニティ防災センター	焼津市吉永1933番地の1
焼津市高新田地区コミュニティ防災センター	焼津市高新田1853番地の1
焼津市高新田東地区コミュニティ防災センター	焼津市高新田2172番地の2
焼津市藤守地区コミュニティ防災センター	焼津市藤守2025番地
焼津市下小杉地区コミュニティ防災センター	焼津市下小杉537番地

議第45号 焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 平成26年10月8日条例第18号 第1条 略 第28条 (職員) 略 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 略 第30条 略 (職員) 略 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 略 第32条 略	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 平成26年10月8日条例第18号 第1条 略 第28条 (職員) 略 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 3 略 第32条 略

第43条 (職員)	第43条 (職員)
第44条 略	第44条 略
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることではない。
(1) 乳児 おおむね3人につき1人	(1) 乳児 おおむね3人につき1人
(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
3 略	3 略
第45条 略	第45条 略
第46条 略	第46条 略
(職員)	(職員)
第47条 略	第47条 略
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1) 乳児 おおむね3人につき1人	(1) 乳児 おおむね3人につき1人
(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
3 略	3 略
以下 略	以下 略

旧	新
焼津市下水道条例	焼津市下水道条例
昭和54年12月22日条例第21号	昭和54年12月22日条例第21号
第1条	第1条
～ 略	～ 略
第7条	第7条
(指定の基準等)	(指定の基準等)
第7条の2 市長は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合して	第7条の2 市長は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合して
ると認めるときは、指定を行う。	ると認めるときは、指定を行う。
(1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」とい	(1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」とい
う。）ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者	う。）ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者
が1名以上専属している者であること。	を1名以上選任している者であること。
(2)	(2)
～ 略	～ 略
(4)	(4)
2 略	2 略
3 略	3 略
(排水設備工事責任技術者)	(排水設備工事責任技術者)
第7条の3 指定工事は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるた	第7条の3 指定工事は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるた
め、規則で定める資格を有する者のうちから、責任技術者を専属させなけれ	め、規則で定める資格を有する者のうちから、責任技術者を選任しなければ
ばならない。	ならない。
2 略	2 前項に規定する責任技術者は、静岡県内の他の営業所における責任技術者
3 略	を兼任することを妨げない。
3 略	3 略
第7条の4	第7条の4
～ 略	～ 略
第11条	第11条
(除外施設の設置等)	(除外施設の設置等)
第12条 次の各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚	第12条 次の各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚
水及び法第12条の2第1項又は同条第5項の規定により公共下水道に排除	水及び法第12条の2第1項又は同条第5項の規定により公共下水道に排除
してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道	してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道

を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該各基準に適合する汚水にして排除しなければならない。 (1) 略 ～ 略 (8) 略 (9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値 2 略 3 略 以下 略	を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該各基準に適合する汚水にして排除しなければならない。 (1) 略 ～ 略 (8) 略 (9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値 2 略 3 略 以下 略
--	--

水槽付き消防ポンプ自動車の取得について

記

1	取得物品	水槽付き消防ポンプ自動車 1 台
2	事業実施場所	焼津市下江留1848番地
3	取得理由	焼津市消防団第17分団が使用している水槽付き消防ポンプ自動車の老朽化に伴い取得するもの
4	取得方法	指名競争入札による契約
5	取得金額	38,830,000円
6	取得先	焼津市道原704番地の3 株式会社日消機械工業 代表取締役 深沢英雄
7	仕様	型 式 ダブルキャビン型 4 扉式 駆動方式 4 輪駆動 全 長 6,000mm以下 全 幅 1,890mm以下 全 高 2,800mm以下 ホイルベース 2,760mm以下 乗車定員 6 名以上 トランスミッション A T 燃 料 軽油 燃料タンク 60リットル以上 積載水量 1,000リットル以上 車両総重量 改造対応 7,000kg以下

消防団17分団 水槽付き消防ポンプ自動車

配置後16年経過



平成20年度購入



事業概要

- 事業名：消防団17分団 水槽付き消防ポンプ自動車
- 事業者：焼津市（地域防災課）
- 予算額：42,382千円
- 県支出金：11,550千円
- 地方債：30,800千円

特徴

管内地域特性を考慮し、水利箇所には部署しなくても初期消火が可能となる1.0トン水槽を有する仕様を継続し、最新鋭の資機材を装備する車両である。

【主要装備】

- ① A-2級ポンプ
- ② 1.0トン水槽
- ③ ホースカー（展開用）ホース8本収納

入 札 結 果 表

入札番号	物品9号	発注担当課	地域防災課		
件名	消防団第17分団 水槽付き消防ポンプ自動車				
納品場所	焼津市消防防災センター				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入札方法	指名競争入札				
入札日時	令和06年5月23日(木) 14時10分				
落札価格	¥38,830,000- (入札書比較価格：¥35,300,000-)				
予定価格	¥39,991,600- (入札書比較価格：¥36,356,000-)				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
(株)日消機械工業	1	¥35,300,000-			落札
(株)畠山ポンプ製作所	2	¥36,400,000-			
旭産業(株)	3	¥37,200,000-			
サンコー防災(株)	4	¥37,800,000-			
いすゞ自動車中部(株) 藤枝支店	5	¥38,000,000-			
(有)協和消防機商会	6	¥38,400,000-			
日本ドライケミカル(株) 静岡営業所	7	¥38,500,000-			
(株)ケイショウ車体	8	¥38,600,000-			
静岡日野自動車(株) 藤枝営業所	辞退				辞退
豊菱自動車商会(株) 静岡支店	辞退				辞退
小川ポンプ工業(株) 三島営業所	辞退				辞退
* (上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。)					
指名理由	焼津市指名業者選定基準に基づき、総合的に勘案し、上記業者を指名した。				
備考					

携帯型 I P 無線等（地域防災無線）の取得について

記

- 1 取得物品 携帯型 I P 無線等（地域防災無線）
- 2 取得物品の一覧 取得する物品は、次のとおり。

取得物品	数量
携帯型 I P 無線 (デジタル簡易無線免許局機能搭載型)	192 台
防水スピーカマイクロホン	192 個
急速充電器	192 台
急速充電器用 A C アダプター	192 個
収容ケース（ハードケース）	192 個
肩掛けベルト（ショルダーストラップ）	192 個
中継装置	4 台
卓上電源	6 台
H U B	2 台
中継装置用アンテナ	4 基
親局用アンテナ	2 基
親局設備	2 式
親局設備（リモコン）	2 式
管理用 P C	1 式
液晶ディスプレイ	2 式
簡易無線機用アンテナ	17 基
無線局免許申請	1 式

3 取得理由

現在運用している携帯型無線（地域防災無線）は、災害その他の緊急時に災害対策本部や焼津市の主要施設と病院、学校、電気・ガス会社等の民間団体や、防災関連団体と相互に情報収集・伝達を図ることを目的とし、192局の通信システムとして平成23年に整備したものであるが、経年による劣化が進んでいることや、部品調達が困難な状況にあることを踏まえ、緊急時及び災害発生時の情報収集及び情報伝達に影響が出ることがないように更新を行うもの。

- 4 取得方法 指名競争入札による契約
- 5 取得金額 57,200,000円
- 6 取得先 静岡県掛川市亀の甲一丁目4番21号
N E C 静岡ビジネス株式会社

代表取締役 本多 仁

- 7 仕様
- 品名： 携帯型 I P 無線
(デジタル簡易無線免許局機能搭載型)
- 品番： アイコム社製 IP700
- 電源： リチウムイオンバッテリーより電源供給
- 消費電流： 送信時 約1.6A (5W出力時)
受信時 約520mA (内蔵スピーカー、最大音量時)
待受時 約300mA
- 外形寸法： 約140.5 (高) × 61.7 (幅) × 42.8 (奥) mm
(バッテリーパック装着時、アンテナを除く。)
- 重量： 約320g (バッテリーパック装着時)
- 防塵防水性能： IP67/57/54
- 特徴： I P 無線とデジタル簡易無線機が一台になった
統合型無線機。屋内でも通信が可能であり、民
間網(携帯電波等)が停波しても自営のデジタ
ル簡易無線で通信できる。
- 回線： ① I P 無線 (NTTドコモ+au)
②消防防災センターに基地局を設置するデジタ
ル簡易無線

入 札 結 果 表

入 札 番 号	物品10号	発注担当課	地域防災課		
件 名	地域防災無線更新事業				
納 品 場 所	焼津市				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入 札 方 法	指名競争入札				
入 札 日 時	令和06年5月23日(木) 14時20分				
落 札 価 格	¥57,200,000- (入札書比較価格：¥52,000,000-)				
予 定 価 格	¥57,803,900- (入札書比較価格：¥52,549,000-)				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
NEC静岡ビジネス(株)	1	¥52,000,000-			落札
(株)ナガシマ電子	2	¥55,000,000-			
静岡無線サービス(株)	3	¥55,440,000-			
教育産業(株) 静岡営業所	辞退				辞退
(株)フューチャーイン 静岡支社	辞退				辞退
日興通信(株) 静岡支社	辞退				辞退
協立電機(株)	辞退				辞退
* (上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。)					
指 名 理 由	焼津市指名業者選定基準に基づき、総合的に勘案し、上記業者を指名した。				
備 考					